

焼津市農業委員会 2月総会議事録

1 日時

令和5年2月16日（木）午後2時～午後2時50分

2 場所

焼津市役所本庁会議室1A

3 委員の出欠

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	村松 達雄	○	8	村松 章	○	15	杉本 芳郎	○
2	有谷 歳幸	○	9	鶴橋 俊次	○	16	石野 晃一	○
3	小長谷 鈴枝	○	10	桜井 亮平	×	17	藁科 光生	○
4	河合 英夫	○	11	石田 芳雄	○	18	鈴木 孝治	○
5	深津 三郎	○	12	柏村 輝夫	○	19	山下 早苗	○
6	横山 文哉	○	13	村松 正二	○			
7	村田 忠夫	○	14	八木 榮志	○			

4 事務局出席者

局長 油井光晴 主幹 鈴木博久 主査 丸山チヒロ 主事 清水健太郎

5 議事日程

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の専決受理について

第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決受理について

第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決受理について

第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について

第5号 農業用施設証明願について

第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可通知について

第7号 転用等確認について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可について

第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について

第3号 農地法第5条の規定による許可について

第4号 贈与税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について

第5号 農用地利用集積計画の決定について

事務局	<p>開会に先立ちまして、委員の出席状況を報告します。</p> <p>総員 19 名中、ただ今の出席委員は、<u>18</u>名です。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により委員の過半数が出席していますので本総会は成立しています。</p>
議長	<p>定刻になりましたので、ただ今から令和 5 年 2 月総会を開会します。それでは初めに、本日の議事録署名人を指名します。7 番村田忠夫委員、13 番村松正二委員の両名にお願いします。それでは報告事項から始めます。</p> <p>報告第 1 号から報告第 7 号までを一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	【報告第 1 号から報告第 7 号までを朗読】
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑】</p> <p>質疑を打ち切ります。お諮りします。報告第 1 号から報告第 7 号までを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、報告第 1 号から報告第 7 号までは、承認することに決定しました。</p> <p>続きまして、議事に入ります。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可について」の番号 13 を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第 1 号、番号 13 を朗読後、説明】</p> <p>売買による所有権の移転であります。譲受人の経営面積は、田 2,685 m²、労力は 3 人であります。</p> <p>申請地は、大井川南小学校より西へ約 400 m、大井川南幼稚園の道路の南側に位置している市街化調整区域内の農地です。</p> <p>申請人においては、農業経営の規模拡大のため、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>農地の利用状況は現状と変わることはなく、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。</p> <p>経営面積、農機具等の保有状況についても問題はなく、事務局判断では、許可相當に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	それでは吉永地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 18 番	<p>ただいま事務局から説明があったとおりです。</p> <p>農地の有効利用を図るために、近隣居住者である譲受人が取得しようとするものであります。</p>

	<p>現地調査の結果、許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、番号13を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号13は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第1号、番号14を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第1号、番号14を朗読後、説明】</p> <p>売買による所有権の移転であります。譲受人の経営面積は、田3,400m²、労力は3人であります。</p> <p>申請地は、航空自衛隊静浜基地より北へ約400mに位置している市街化調整区域内の農地です。</p> <p>申請人においては、農業経営の規模拡大のため、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>農地の利用状況は現状と変わることはなく、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。</p> <p>経営面積、農機具等の保有状況についても問題はなく、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは静浜地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 15番	<p>譲渡人は転勤族であり、現在も遠方に住んでいることから、譲受人にお願いして既に耕作を行ってもらっていました。</p> <p>譲受人は高齢ですが、現在は息子さんが中心となって農業に従事しており、農機具も揃っているため、今後も引き続きしっかりと耕作管理がされると想い、許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、番号14を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号14を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について」の番号6を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第2号、番号6を朗読後、説明】</p>

	<p>本件は、八楠の農地289m²について、昭和46年に農地法第5条の許可をとり、許可後に法人が近隣にて営む旅館業の住み込み従業員用の住宅を建築するため、造成工事を行いました。</p> <p>しかし、旅館業にて必要とする駐車場不足が深刻な状況となり、やむを得ず駐車場としての利用を優先することとなってしまった経緯があり、今般当該地を自己及び貸駐車場として利用したく本申請に及んだものです。</p> <p>なお、当初の計画どおりの転用がなされていないことから、経過書についての提出がなされております。</p> <p>申請地は、東名高速道路焼津インターチェンジより西へ約200mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>申請地の東側、西側、南側は道路及び水路、北側は宅地であります。</p> <p>審査したところ、住環境の改善、交通インフラの整備等によりすでに住み込みによる従業員用の住宅を確保することが不要となったことから、変更はやむを得ないもの判断され、事務局においてはこの計画変更は承認できるものと考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	それでは焼津地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 17番	<p>ただいま事務局から説明があったとおりです。</p> <p>申請地は東名高速道路焼津インターチェンジより西側にございます。</p> <p>申請者は昭和46年に住宅敷地として許可を取りましたが、来客用、従業員用駐車場が不足していたことから、住宅は建てずに駐車場として使用してきました。今般改めて自己及び近隣事業所への貸駐車場として計画の変更をしたく申請に及びました。</p> <p>現地調査の結果、周辺に農地はございませんので、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号、番号6を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第2号、番号6を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について」の番号7、及び議案第3号「農地法第5条の規定による許可について」の番号42は、関連する議案でありますので、一括して審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第2号、番号7及び議案第3号、番号42を朗読後、説明】</p> <p>本件は策牛の農地297m²について、当初計画者が昭和46年に農地法第5条の許可をとり、住宅敷地として建築する予定でしたが、諸々の事情により実</p>

	<p>現に至らず、今後についても利用予定もないため、今般、申請地を譲渡したく本申請に及んだものです。</p> <p>承継者においては、申請地の隣地に居住しておりますが、駐車場が不足しており不便を来していること、また自身が勤務する鉄工所の資材置場が必要であるため、申請地を駐車場及び資材置場として利用したく今般の申請に及んだものであります。</p> <p>申請地の場所は、関方にある山の手会館より北西へ約300mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>申請地の北側は宅地、南側は雑種地、東側及び西側は水路であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	それでは東益津地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 12番	<p>今月初めに東益津地区委員全員で現地調査を行いました。</p> <p>前のスライドの写真のとおり、現状駐車場として利用していく上で、一部を資材置場へ変更することです。</p> <p>周辺農地への影響もほとんどありませんので、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号、番号7を承認し、議案第3号、番号42を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第2号、番号7を承認し、議案第3号、番号42を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第3号、番号43を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第3号、番号43を朗読後、説明】</p> <p>申請地は、東益津小学校より北東へ約700mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>本件は、石脇下の農地171m²について、共有通路として利用するために転用したいという申請であります。</p> <p>申請地に隣接している石脇下1297-3ほか2筆の農地への進入路として譲渡人を含む3人の共有の通路として利用すべく、3人の各々の持分を3分の1とし、転用を行うため、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>申請地の東側は水路、西側は道路、北側は宅地及び畠、南側は宅地であります。</p>

	<p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となります。</p> <p>なお、農地として利用されていないため、始末書の提出があります。</p> <p>周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相當に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします</p>
議長	<p>それでは東益津地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 12番	<p>ただいまの事務局の説明のとおりです。</p> <p>申請地に隣接して所有者が異なる3枚の農地があり、その農地に入りするための共有通路として利用したいという申請であります。</p> <p>周辺農地への影響も軽微であることから、現地調査の結果許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号、番号43を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第3号、番号43は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第3号の番号44を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第3号、番号44を朗読後、説明】</p> <p>申請地は、東益津中学校より南西へ約600mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>本件は、中里の農地631m²について、資材置場敷地として利用するために転用したいという申請であります。</p> <p>申請者においては、建設業を営んでおりますが、近年建設業の受注も増え、資材を保管する場所が不足してきたことから、申請地を購入して不足している資材置場の用地を補うべく、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>申請地の北側は墓地と宅地、南側は宅地、東側は宅地、西側は道路であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相當に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは東益津地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 12番	<p>ただいま事務局から説明があったとおりです。</p> <p>申請地は以前までは既に資材置場として使われていたと思われますが、東益</p>

	<p>津地区委員の現地調査の際は、農地へ現状回復されていました。</p> <p>周辺農地への影響もほとんどないと思われることから、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号、番号44を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第3号、番号44は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第3号の番号45を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第3号、番号45を朗読後、説明】</p> <p>申請地は、静岡福祉大学より南へ約300mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>本件は、本中根の農地106m²について、貸駐車場として利用するために転用したいという申請であります。</p> <p>譲受人においては、申請地の北側に隣接した土地にて自動車の販売と修理を営んでおりますが、以前より会社の駐車場の確保に苦慮しておりました。今回、申請地を譲り受けることの承諾を得たため、自身が経営する会社の駐車場として利用したく、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>申請地の北側は雑種地、南側は水路、東側は田、西側は雑種地であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となります。</p> <p>なお、農地として利用されていないため、始末書の提出があります。</p> <p>周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
推進委員 増田正春	<p>3月2日に大富地区委員で現地調査を行いました。</p> <p>ただいまの事務局の説明のとおりです。</p> <p>申請地は柄山川付近の土地でありますが、お聞きしたところ、昔はこの周辺一帯は茶畠だったそうで、国道150号の工事の関係でこのような形で農地が残っていたそうです。</p> <p>周りには駐車場がありまして、そこと同化して一体利用している状況です。</p> <p>始末書の提出もあり、周辺農地への影響も全くないことから、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひします。</p>
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。

	<p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号、番号45を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第3号、番号45は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第3号の番号46を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第3号、番号46を朗読後、説明】</p> <p>申請地は、駿河西病院より西へ約200mに位置している第1種に該当する農地です。</p> <p>本件は、治長請所の農地62m²について、住宅敷地の拡張により洗濯物干場等として利用するため、転用したいという申請であります。</p> <p>申請者においては、申請地の南側に居住しておりますが、自家用の自動車の台数増加により、以前の洗濯物干場が狭まり不便を来してきたことから、申請地を購入して物干し場として利用すべく、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>申請地の北側は田、南側は宅地、東側及び西側は田であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第1種農地の不許可の例外規定であります「既存施設の拡張」に該当する案件であり、転用面積は既存施設の敷地の面積の2分の1を超えないものであり、周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
推進委員 増田正春	<p>ただいまの事務局から説明があったとおりです。</p> <p>大富地区委員の現地調査の際、譲受人の奥様がいらっしゃったので、少しお話を伺いましたけども、以前から申請地は耕作されておらず、草が人の背丈くらいまで伸びていたそうです。</p> <p>周辺農地への影響もほとんどないと思われることから、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号、番号46を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第3号、番号46は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第4号「贈与税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について」の番号1を審議します。</p> <p>本議案に關係する杉本芳郎委員につきましては、本議案の採決が終わるま</p>

	<p>で、退室をお願いします。</p> <p>【退室】</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第4号、番号1を朗読後、説明】</p> <p>本件は、令和3年12月に農地法第3条の許可を受け贈与がなされた農地であります。</p> <p>今回申請のありました「贈与税の納税猶予に関する適格者証明書」は贈与税の納税猶予を受けるために、税務署に贈与税の申告書を提出する際に添付する証明書類であり、贈与を受けた農地については受贈者が農業を営んでいる限り、その納税が猶予されるというものです。</p> <p>本件について審査した結果、贈与者及び受贈者ともに要件を満たしており、申請に係る農地についても、田及び畠として利用され、適正に耕作管理されており、引き続き農業経営を行うと認められるものと判断できることから、証明書を交付することに問題ないと判断されます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号、番号1を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第4号、番号1は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>本議案に係る八木榮志委員、杉本芳郎委員につきましては、本議案の採決が終わるまで、退室をお願いします。</p> <p>【退室】</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案を朗読後、説明】</p> <p>以上の計画申請の内容は、いずれも、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、決定をしようとするものであります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり決定しました。それでは八木委員、杉本委員の入室をお願いします。</p> <p>【入室】</p> <p>以上で、本日の議事並びに報告事項は、すべて終了しました。</p>

ご協力ありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年2月総会を終了します。